資料 3

# 平成29年度 大阪労働局の取組について — 数値目標・達成状況 —

# 《誰もが安心して働き活躍できる元気な大阪》

- Ⅰ 働き方改推進~誰もが活躍できる労働環境の整備・推進~
- Ⅱ 誰もが活躍できる良質な雇用機会の確保
- Ⅲ 健康が確保され安全で安心な職場の実現

1

## 平成29年度における大阪労働局の数値目標の達成状況

### I 働き方改推進~誰もが活躍できる労働環境の整備・推進~

	手上状体	**	法战化汉英(1日士吐上)	亚世20年度の取织士科
	重点施策	数値目標(○本省指示、●大阪局独自)	達成状況等(1月末時点)	平成30年度の取組方針
		● 無期転換ルールにかかる説明会を 15回以上実施する	<ul><li>●無期転換ルールに係る説明会開催状況 開催回数 34回(目標達成) ・当局主催の説明会やセミナー、各種団体 の会合の場において説明を行った。</li></ul>	● 平成30年4月より、無期転換 ルールに基づく無期転換申込権 の本格的な発生が見込まれるため、相談には丁寧に対応すると ともに、引き続き周知を図る。
1	正社員転換・待遇改善	● キャリアアップ助成金を活用した 正規雇用等転換数について、前年 度実績以上	● キャリアアップ助成金を活用した正規雇用等転換数 16,376人(進捗率177.8%) ・キャリアアップ助成金を活用した正規雇用等転換数については、昨今の企業の人手不足状況および、金融機関等を通じた周知広報の強化などにより、昨年度より大幅増となっている。	● キャリアアップ助成金を活用した正規雇用等転換数については、引き続き金融機関等を通じた周知啓発に取り組んでいく。

	重点施策	数値目標(○本省指示、●大阪局独自)	達成状況等(1月末時点)	平成30年度の取組方針
2	ワーク・ライフ・バランス の実現	● 働き方改革セミナーを2回開催する	●働き方改革セミナー開催状況(目標達成) ・第1回 8月3日開催 エル・おおさか(大阪市中央区) 約400名参加 【内容】大阪労働局説明「過労死を出さないために」、「無期転換ルールから始める働き方改革」及び取組企業による事例発表(2社)・第2回 12月15日開催(中小企業対象)北おおさか信用金庫本部(茨木市)約60名参加 【内容】外部講師による「ワークスタイル変革を促進するテレワーク」及び取組企業による事例発表(2社)とパネルディスカッション	● 来年度も引き続き、働き方改革 セミナーを開催し、働き方改革 による長時間労働解消、年次有 給休暇取得率向上、女性活躍推 進等の必要性とその意義が府内 で広く理解されるように啓発活 動を行う。
		● ワークショップを 9 回開催する	● ワークショップ開催状況 開催回数 9回(目標達成) (5月18日、5月31日、6月13日、6月28日、7 月6日、7月24日、9月14日、12月6日、12月 19日) 参加企業数86社 参加人数124名	<ul><li>● 来年度も引き続き、ワーク・ライフ・バランス推進に向けたワークショップを開催する。</li></ul>
3	女性の活躍推進と男女の均 等な機会及び待遇の確保対 策の推進	び「えるぼし」認定の取得促進を 図るための説明会を5回以上開催 する	<ul> <li>●中小企業における女性活躍推進及び「えるぼし」認定の取得促進を図るための説明会の開催状況開催回数 8回(目標達成)・事業主や人事労務担当者等を対象に、認定取得のメリットや助成金制度等の説明を行った。</li> </ul>	● 事業主団体等に対し、300人以下の中小企業に対する働き方改革の取組や、女性活躍推進法の行動計画の策定・届出等について会員事業主に対する周知広報、説明機会の確保を要請したところであり、中小企業における女性活躍推進の取組が進むよう、関係機関・団体と連携した取組を行っていく。

	重点施策	数値目標(○本省指示、●大阪局独自)	達成状況等(1月末時点)	平成30年度の取組方針
4	職業生活と家庭生活の両立 支援対策の推進	○ 次世代認定マーク「くるみん」の 初回認定件数を前年度実績以上と する	○ 認定件数 14件(目標達成) (前年実績 14件) ・前年実績と同件数での目標達成となっ た。	○ 引き続き、認定制度の周知に努め、認定相談等に懇切丁寧に対応し、認定申請を促すこととする。
5	労働法制の普及等に関する 取組	● 大学等における周知啓発セミナー について、受講者総数4,000人以 上を目指す	● 受講者総数 5,090名(目標達成) 【実施状況】 大 学 19校 1,789名 短期大学 4校 322名 専修学校 13校 547名 高 校 13校 2,432名 計 49校 5,090名	● 大阪府内に所在する大学・高校 等に対して、セミナー実施に関 する勧奨文を送付するととも に、受講者増をめざし、府内高 校進路指導担当者、大学キャリ アセンター職員等が集まる会合 等で更なる周知を図る。

#### Ⅱ 誰もが活躍できる良質な雇用機会の確保

□ ○ 充足数 (常用) 121,000件以上 □ 80.7%) □ 用) □ 水人に対する紹介率について、前 □ 充足数 (常用) 97,861件(進捗率80.9%) □ 中期計画に基づき、平成 2 年度の実績 (27.2%) 以上の割合 □ 求人に対する紹介率 24.6% □ 年度から取り組んでいる計画		重点施策	数値目標(○本省指示、●大阪局独自)	達成状況等(1月末時点)	平成30年度の取組方針
○ 求職者に対する紹介率について、	1	職業紹介業務の充実強化に よる効果的なマッチングの	○ 充足数(常用) 121,000件以上 ○ 求人に対する紹介率について、前 年度の実績(27.2%)以上の割合 を目指す ○ 求職者に対する紹介率について、 前年度の実績(19.8%)以上の割 合を目指す	80.7%) ○ 7%) ○ 7%) ○ 7%) ○ 7,861件(進捗率80.9%) ○ 7,861件(進齢率80.9%) ○ 7,8	中期計画に基づきいる者 中期計画に基づででは 地域の をいる者制を に組入し、 をいる者制を に組入し、 をででは をででが をででが をででが をででが をででが をででが をででが をででが をででが をででが ででで がのででで がのででで がのででで ででで がのでで ででで がのでで ででで がいで ででで ででで がいで ででで がいで ででで がいで でで がいで でで でで でで がいで でで でで でで でで でで でで でで でで でで

重点施策	数値目標(○本省指示、●大阪局独自)	達成状況等(1月末時点)	平成30年度の取組方針
2 人材不足分野等にお 材確保等の総合的な	14,500件以上 ○ 建設分野の就職件数2,847件以上	○介護・看護・保育分野の就職件数 11,624件(進捗率80.2%) ○建設分野の就職件数 2,315件(進捗率81.3%) ・介護・保育東・公司・公司・公司・公司・公司・公司・公司・公司・公司・公司・公司・公司・公司・	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

	重点施策	数値目標(○本省指示、●大阪局独自)	達成状況等(1月末時点)	平成30年度の取組方針
3	正社員希望者に対する就職支援	<ul><li>○ 正社員就職件数57, 446件以上</li><li>○ 正社員求人数430, 044人以上</li></ul>	○正社員就職件数 44,918件(進捗率78.2%) ○正社員求人数 363,633人(進捗率84.6%) ・正社員求人数 163,633人(進捗率84.6%) ・正社員就職件数については、計画的なに間で表現の大力では、計画的なのが少のでは、計画的なのがある。 ・正社員就職件数については、計画的なののができる。 ・正社員が表現のでは、正社員が表別を受けて、進歩では、正社員の表別では、正社員の表別では、正社員の表別では、正社員の表別では、正社員の表別では、のも機会のは、1000年のは	○ 職業紹介・・ ・相談の関係を ・相談の関係を ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・ででのでは、 ・でのでのでは、 ・でのでのでのでは、 ・でのでのでは、 ・でのでのでのでのでは、 ・でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの

	重点施策	数値目標(○本省指示、●大阪局独自)	達成状況等(1月末時点)	平成30年度の取組方針
4	地方自治体と一体となった 雇用対策の推進	受給者等に対する就労支援について、就職件数6,050件以上	<ul> <li>○生活保護受給者及び児童扶養手当受給者等に対する就労支援就職者数 5,134人(進捗率:84.9%)</li> <li>・福祉事務所内への常設窓口の設置や巡回相談の実施等により、年度目標達成に向けて順調に推移している。</li> <li>●地方自治体との一体的実施施設(生保型除く)におけるハローワークコーナーの就職件数 3,349件(進捗率114.7%)</li> <li>・地方自治体との連携による地域に密着した就職支援の実施が、新規利用者の開拓に繋がっており、1月末時点で年間目標を達成。</li> </ul>	○ 福祉 ・ 高 ・ 高 ・ 高 ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で

	重点施策	数値目標(○本省指示、●大阪局独自)	達成状況等(1月末時点)	平成30年度の取組方針
5	若者の雇用対策の推進	について、正社員就職件数 14,837件以上 〇 ハローワークの職業紹介により、 正社員に結びついたフリーター等 の件数18,773件以上	(平成29年12月末時点)  ● ユースエール認定制度及び各種制度に基づく認定企業を中心とした合同企業説明会の開催	○ 大いでは、 でレンチンのでは、 でレンチンのでは、 でレンチンのでは、 でレンチンのでは、 でレンチンのでは、 でレンチンのでは、 でレンチンのでは、 でレンチンのでは、 でレンチンのでは、 でレンチンのでは、 でレンチンのでは、 でレンチンのでは、 でレンチンのでは、 でレンチンのでは、 でレンチンのでは、 でし、 でレンチンのでは、 でし、 でし、 でし、 でし、 でし、 でし、 でし、 でし

	重点施策	数値目標(○本省指示、●大阪局独自)	達成状況等(1月末時点)	平成30年度の取組方針
6	女性に対する雇用対策の推 進	の活躍推進を目的とするセミナー の実施 年200回以上	91.5% (対目標差+2.8P)	○ 重点支援対象者に対する担当者 制によるきめ細ながな就職支援 を引き続き実施。 ● 全体的な新規求職者数の減少傾 向が続く中で、魅力あるセミ ナー等イベントの開催、地方自 治体等関係機関との連携や商業 施設等における周知広報が起こし より、新規求職者の掘り起こし に向けた取組の強化を図る。

	重点施策	数値目標(○本省指示、●大阪局独自)	達成状況等(1月末時点)	平成30年度の取組方針
7	高齢者の雇用対策の推進	○ 生涯現役支援窓口での65歳以上の 就職件数699件以上	○ 生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数 900件(進捗率128.8%) ・1月末時点で進捗率が128.8%となってお り、年度目標を達成した。	○ 生涯現役支援窓口を府内すべて のハローワークに設置し、引き 続き高齢者の就労促進を図る。
8	障害者などの雇用対策の推 進	○ 障害者の就職件数について、前年 度の実績(7,024件)以上を目指 す	○ 障害者の就職件数 6,877件(進捗率97.9%) ・企業の採用意欲も高く、順調に推移して おり、目標は達成見込み。	○ 引き続き、きめ細かな職業相 談・職業紹介を実施する。
9	職業訓練を活用した人材育成支援	○ 公的職業訓練の修了3か月後の就職件数5,753件以上	○公的職業訓練の修了3か月後の就職件数 6,145件(進捗率 106.8%) ・大阪府及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と訓練受講者の就職状況を共有。訓練受講者に対して個別担当者制への積極的な誘導や来所日に合わせ企業面接会を実施する等の取組により、年度目標を達成。	○ 引き続き、未就職者の把握に努め、関係機関と連携の上、的確な就職支援を実施していく。

重点施策	数値目標(○本省指示、●大阪局独自)	達成状況等(1月末時点)	平成30年度の取組方針
10 ハローワークサービスの サービス改善・向上と原	○ ハローワークの実施する支援サービスに対する満足度90%以上 1	○支援サービスに対する満足度 求職者:94.6% 求人者:78.5% (参考) ハローワークサービス全体に対する満足度 求職者:97.5% 求人者:96.7% ・求職者サービスに対する満足度について は、目標を達成。求人者サービスに対する 満足度については、現下の雇用失業情勢に おいて人材不足の状況が続いており目標未 達成となった。	○ 利用者満足度アンケート調査結果により明らかとなった課題について、ハローワークCS向上委員会及び安定所部会等を活用して解決に取り組む。引き続き、きめ細やかな求職者・求人者サービスを提供し、利用者満足の向上を図る。

#### Ⅲ 健康が確保され安全で安心な職場の実現

	重点施策	数値目標(○本省指示、●大阪局独自)	達成状況等(1月末時点)	平成30年度の取組方針
1	過重労働による健康障害の 防止	使用者が講ずべき措置に関するガ イドライン」の説明会を局全体で 55回以上開催する	● 本ガイドラインの説明会については、年間で局3回、各署4回以上、計55回以上行うこととしている。1月末時点では、局全体47回実施しており、当初計画どおりの実施状況である。 (進捗 85.5%)	● 働き方改革の推進に向けた、労働時間に関する法制度の周知徹底に努める。
2	最低賃金制度の適切な運営	府下の自治体広報誌への掲載率を 100%とする	● 自治体広報誌の掲載状況について 大阪市24区 9区-掲載済み 15区-2月号又は3月号に掲載予定 大阪市以外の市町村(42市町村) 36市町村-掲載済み 6市町-2月号又は3月号に掲載予定 よって、年度目標は達成の見込みである。	● 大阪府下全域への周知として自 治体広報誌への掲載は有効であ ることから、平成30年度も引き 続き、自治体への協力を仰ぎ、 掲載率100%を目標とする。

	重点施策	数値目標(○本省指示、●大阪局独自)	達成状況等(1月末時点)	平成30年度の取組方針
		● 労働災害による死亡者数を大阪労働局労働災害防止推進計画の目標値である51人以下とする  ● 休業4日以上の死傷者数を平成28年より10.6%減少させる	● 労働災害による死亡者数は57人(速報値)となり、目標達成には至らなかった。 《大阪労働局労働災害防止推進計画》目標:H24年58人 → H29年51人(-12%)  ● 休業4日以上の死傷者数は対前年比3.8%の増加増加(速報値)となり、目標達成には至らなかった。 《大阪労働局労働災害防止推進計画》目標:H24年8,364人 → H29年7,193人(-14%)	● 次期の労働災害防止5か年計画 (大阪労働局第13次労働災害防 止推進計画)を策定し、以下の 目標を定め推進する。 《死亡災害》 2017年と比較して2022年までに 15%以上減少させる。 《休業4日以上の死傷災害》 2017年と比較して2022年までに 5%以上減少させる。 ※13次防計画案については、平 成30年2月9日災防部会におい て審議。
3	労働者が安全で健康に働く ことができる職場づくり	● ストレスチェックの実施結果報告書の全数提出を目指して、未提出事業場の全てに効果的な督促を100%行う	● 毎年、第4四半期に実施している健康診断結果報告の督促と併せ、報告書の督促を実施する。	● 引き続き、ストレスチェック制度の実施徹底及び定着を図るため、ストレスチェック結果報告書の未提出事業場に対しては、健康診断結果報告の督促と併せ、報告書の督促を実施する。
		● 治療と職業生活の両立支援に係る 説明会及びストレスチェック制度 の定着を図る説明会をそれぞれ2 回以上開催する		● 個別指導・集団指導等のあらゆる機会を捉え、事業場に対して、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知を行う。

	重点施策	数値目標	達成状況等(1月末時点)	平成30年度の取組方針
4	労働保険未手続事業一掃対 策の推進	● 労働保険の加入手続勧奨を効果的に実施し、手続勧奨による成立件数1,200件以上を目指す	● 平成30年1月末現在、達成件数1,04 6件で、達成率は、90.9%となっており、年度末までに成立目標を1200件を 達成できる見込みである。	● 平成30年度も成立目標を1, 200件とし、積極的に未手続 事業一掃対策に取り組む。
5	労働保険料等の収納率向上	● 実効ある滞納整理を実施し、全国 平均を上回る収納率を目指す	●「平成29年度滞納整理年間業務計画」に基づき、重点事業主を選定し、重点事業主を明定し、重点事業主を中心に強制措置を含めた徴収おける収入をは73.26%と前年同期の大阪局の収納率73.06%を超え、本年度の全国の均である73.21%を0.05%上回る結果となった。例年第3期分の口座振動が2月14日に行われ、さらに収納率の均とが見込まれる。年度末において全国平均を上回る収納率が達成できる見込みである。	<ul><li>● 平成30年度滞納整理年間業務 計画を策定し、全国平均を超え る収納率の達成を目標に強制措 置等を視野に入れた滞納整理に 積極的に取り組んでいく。</li></ul>

	- LILE	W H = I= (		<b>まさ00を含みたのも</b>
	重点施策	数値目標(○本省指示、●大阪局独自)	達成状況等(1月末時点)	平成30年度の取組方針
		○ 基本手当の支給残日数を所定給付日数の3分の2以上残して早期に再就職する件数36,700件以上	○ 平成29年4月~12月末までの早期再就職者数は、30,198件、進捗率82.3%となっている。また、対目標比(12月までの目標値28,441件)6.2%増となっており、目標達成に向けて順調に推移している。	○ 引き続き、早期再就職の促進に 向けて、求職者の態様に応じた 支援を行い、目標達成を目指 す。
6	雇用保険制度の安定的運営	● 雇用保険関係重点手続のオンライン利用率を資格取得届34%・資格喪失届29%・高年齢雇用継続給付金の支給申請21%以上、電子申請受付後の処理日数については、原則2.6日以内(繁忙期を除く6月~3月平均)の返戻処理を目指す	きのオンライン利用率は、資格取得届 30.3%、資格喪失届28.4%、高年齢雇用継続 給付16.9%になっており、今後利用率を更に	用保険電子申請アドバイザーを 活用し、雇用保険の申請件数が

	I			
	重点施策	数値目標(○本省指示、●大阪局独自)	達成状況等(1月末時点)	平成30年度の取組方針
7	労働力需給調整事業の適正な運営の促進	● 労働者派遣事業や職業紹介事業を 始めようとする事業者に対して説 明会を月1回以上開催する		● 労働者派遣事業や職業紹介事業 を始めようとする事業者や許可 を受けた事業者に対して適正な 許可申請、業務運営を促すため に毎月説明会を開催する。
8	個別労働関係紛争の解決の 促進	<ul><li>助言・指導の解決率を前年度実績以上とする</li><li>あっせんの合意率を前年度実績以上とする</li></ul>	<ul> <li>平成29年度(1月末現在)助言指導解決率41.1% (平成28年度助言・指導解決率39.9%)</li> <li>● 平成29年度(1月末現在)あっせん合意率30.3% (平成28年度あっせん合意率38.3%)</li> </ul>	<ul> <li>●案件に応じて可能な限り、所感型(法令・判例を教示)の助言・指導を実施する</li> <li>●被申請人に対してあっせん制度の理解を得つつ、参加勧奨を実施する</li> <li>上記2点について、事務担当者向け研修や業務指導等を実施することにより解決の促進に取り組む</li> </ul>